

北広島市市民交流広場条例及び規則の制定について（案）

- 目的 市民相互の交流の促進及び市街地の活性化を図り、もって市民生活の向上及び活力ある地域社会の形成に資するため、北広島市市民交流広場を設置します。
- 名称 北広島市市民交流広場
- 位置 北広島市中央4丁目1番2ほか
- 使用時間 午前9時から午後9時まで（許可が必要な使用をする場合）
- 使用できない期間 11月1日から4月30日まで（許可が必要な使用をする場合）
 - ※市長が必要があると認めるときは、これを変更する場合があります。
 - ※令和2年度については5月 日（オープン日）から使用開始
- 使用申込み
 - ・市民の方は、使用日の3月前の属する月の初日から
 - ・市民以外の方は、使用日の2月前の属する月の初日から
 - ※令和2年度については4月 日（オープン日の1か月前）から申込み開始予定
- 使用の不許可
 - ・公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
 - ・施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - ・その他交流広場の管理運営上支障があるとき。
- 使用の許可が必要な行為及び使用料
 - ・行商、募金その他これに類する行為・興業・競技会、展示会その他これらに類する催し等の行為を実施する場合は、使用の許可を受け、北広島市行政財産使用料条例の規定により算出した額を、申請（許可）時に納付していただきます。
 - ※ 使用料は1日単位となります。
 - 例：広場全面（2,040㎡）を2日間使用するとき 13,249円（平成31年度固定資産税評価基準路線価採用）
 - ※固定資産税評価基準路線価が変更となった場合は、使用料は変更します。
 - ・割増や減額、免除の基準に該当する場合は割増又は減免となります。

■使用料の割増

次の場合は使用料が割増となります。

- ・使用者が市民以外の者である場合
- ・営利を目的として使用する場合
- ・入場料その他これに類する料金の額が 1,000 円を超えるものを徴収する場合

■使用料の減額・免除

次の場合は使用料が減額又は免除となります。

- ・市が主催又は共催する事業、市民が地域の活性化に図る事業、小中学校の全市的な行事、登録ボランティア団体、障がい者により構成された団体、社会福祉協議会、地域社会福祉推進団体等、高校生以下の団体、65 歳以上の高齢者団体、社会教育関係登録団体、自治会・町内会等、市内の特定非営利活動法人が使用する場合

■キャンセルや変更

- ・使用日の 15 日前までに使用中止を申し出た場合は、使用料の半額を還付します。それ以外は還付しません。
- ・使用時間の変更により不足額が生じる場合は、不足分を納付していただきます。

■その他

- ・火気は許可により使用可能です。

■今後のスケジュール

令和元年 12 月 15 日～令和 2 年 1 月 15 日

パブリックコメントの実施（市広報 12 月 15 日号、市ホームページで周知）

令和 2 年 2 月

令和 2 年第 1 回北広島市議会定例会に条例案を提案

令和 2 年 5 月

条例等施行予定